

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 9 月10日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金47,240円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 3 月25日盛岡市平賀新田高柳地内において、市道平賀新田39号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 40 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金42,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 4 月20日盛岡市羽場13地割地内において、市道油田線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 41 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金50,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 6 月27日盛岡市上飯岡22地割地内において、市道永堰中村線を原動機付自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこにより転倒し、全身を打撲するとともに、車両を損傷したことによる。

報告第 42 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金69,195円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 7 月 6 日盛岡市西青山一丁目地内において、市道西青山一丁目 3 号線を自動車で行中、道路上の破損していた集水樹蓋に車両を乗り上げ、車両を損傷したことによる。

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金20,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 7 月19日盛岡市上鹿妻蟹沢地内において、市道上鹿妻23号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金45,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年7月20日盛岡市上鹿妻小和田地内において、市道上鹿妻6号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金20,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 7 月20日盛岡市みたけ三丁目地内において、市道月が丘一丁目谷地頭線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 46 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 8,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 8 月 6 日盛岡市月が丘三丁目地内において、市道月が丘三丁目 2 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 47 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金54,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 7 月13日盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 48 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金52,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年7月14日盛岡市飯岡新田 8 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 49 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 9,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 7 月14日盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月16日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金26,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 9 月 8 日盛岡市上田字松屋敷地内において、市道本町通二丁目小鳥沢 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 51 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月16日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金25,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 9 月10日盛岡市上太田大堀地内において、市道上太田53号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 52 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金26,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 7 月14日盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 53 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立城西中学校校舎改築（建築主体） 工事	契約金額「391,524,000円」を 「397,005,000円」に改める。	平成25年10月25日

報告第 54 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成25年10月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立城西中学校校舎改築（機械設備） 工事	契約金額「152,250,000円」を 「155,102,850円」に改める。	平成25年10月25日